人間ドックを受診する方は必ずお読みください

令和４年度
互助会人間ドック補助金の取扱いについて

１　人間ドックの申込

①対象の健診機関　人間ドックを実施する健診機関（県外の健診機関も可）

②対象の受診期間　令和４年４月１日（金）～令和５年３月３１日（金）

※事業主または会員個人が健診機関に直接申し込んでください。「互助会会員」と伝える必要はありません。

２　対象経費

①健診機関が実施する人間ドックの費用（日帰り、一泊二日を問わない。）

②人間ドックと同時に受診するオプション検査等の費用

※脳ドック等の専門ドックを単独で受診する場合は対象外です。

３　補助額上限

①人間ドックを受診した場合　４０，０００円（税込）

②生活習慣病予防健診等に変更した場合　７，１６９円（税込）

※検査費用が上限額に満たない場合は実費とします。

４　健診機関への支払

事業主または会員個人が健診機関への支払いを行ってください。

※補助金の送金まで一時立替払いをしていただきます。

５　勤務先事業所へ請求書または領収書を提出

人間ドックの請求書または領収書の写しを、勤務先事業所に提出してください。

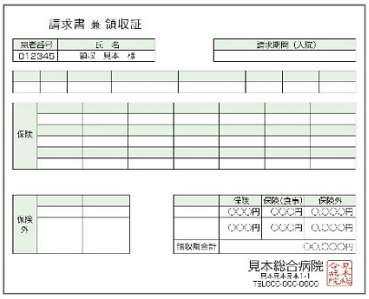

「健診機関・受診者・受診日・受診料・人間ドックであること」が記載されているか確認してください。

●人間ドックの費用であると判断出来ない場合は、補助金のお支払いが出来ません。

●記載がない場合は、領収書に「人間ドック費用」と但し書きを入れてもらうか、ドック受診とわかる書類等を添えてください。

６　互助会への補助金請求・送金

①事業所から互助会への請求　毎月２０日締切　※最終締切日　令和５年４月　５日（水）

②互助会から事業所への支払　毎月末日　※最終支払日　令和５年４月28日（金）

島根県民間社会福祉事業従事者互助会　事務局

島根県社会福祉協議会　総務企画部内

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3　ＴＥＬ：０８５２－３２－５９７０